

石巻市

障害者社会参加促進事業補助金交付事業

障害をお持ちの方が、自立した日常生活及び社会生活が営むことができるよう、社会参加活動を支援する団体等に補助金を交付しています。

本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく地域生活支援事業として実施するものです。

1 補助対象となる団体等

社会参加促進事業を実施する障害者団体または支援団体等

- ＊「障害者団体」とは、石巻市内在住の障害者等を構成員とする団体をいいます。
- ＊「支援団体等」とは、障害者等の支援、自立の促進等を目的とする団体等であって、障害者等の保護者、ボランティアその他の者を構成員とし、石巻市内に活動の拠点を有する団体をいいます。

2 補助対象となる社会参加促進事業と補助金額

補助金交付の対象となる事業は、下記です。

対象事業	障害者（または障害児）の参加人数	補助対象経費	補助上限額	備考
障害者等スポーツ大会	15人以上	事業の実施に要する賞品代、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料	障害者（または障害児）の参加人数が (1)60人未満 ・・・50,000円	人件費及び遊戯費は対象外。 各講座または各教室については、講師による講和または指導を伴うもの。
障害者等レクリエーション大会				
障害者地域交流大会		事業の実施に要する講師報償金、講師旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料	(3)80人以上100人未満 ・・・80,000円	
障害者等芸術講座・文化講座			(4)100人以上 ・・・100,000円	
障害者自立支援セミナー				

障害者総合支援法に基づく障害者支援施設その他の施設を運営する法人等が実施する施設内行事（施設外の健康者が一般参加する場合を含む）は補助対象となりません。

1つの団体が同一年度に複数の対象事業を実施する場合の補助上限額は、下記となります。

- (1) 団体の会員数 100 人未満・・・100,000 円
- (2) 団体の会員数 100 人以上 400 人未満・・・150,000 円
- (3) 団体の会員数 400 人以上・・・200,000 円

3 補助金の申請

申請書類を担当課（障害福祉課）に提出してください。

【申請書類】

- ① 社会参加促進事業費補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 収支予算書
- ③ 参加予定障害名簿または内訳書
- ④ 前年度の実績記録、記録写真等（前年度に補助対象事業または補助対象事業と同じ事業を実施している場合）
- ⑤ その他補助金交付の可否、補助金額の算出等に必要な書類

4 申請期限

原則、事業実施年度の5月末日までに申請してください。年度中は随時受け付けますが、予算の上限額を超えた場合は交付できないことがあります。

5 申請後の流れ

- (1) 申請後、内容審査の上、補助金交付決定（却下決定）通知書を送付します。
- (2) 交付が決定した場合、振込先口座を登録するための書類を送付しますので、提出してください。
- (3) 登録された口座に補助金を振り込みます。

6 実績報告

事業実施後、30日以内に実績報告書類を担当課（障害福祉課）に提出してください。

【実績報告書類】

- ① 社会促進事業実績報告書（第3号様式）
- ② 参加障害者等の名簿及び団体内訳書（第4号様式）
- ③ 記録写真
- ④ その他補助金額の算出等に必要な書類

【担当課】 石巻市福祉部障害福祉課

〒986-8501 宮城県石巻市穀町14-1 石巻市役所

TEL：0225-95-1111

FAX：0225-22-6610